

山口県

パートナーシップ 宣誓制度

令和6年9月1日スタート

山口県パートナーシップ宣誓制度とは

- お互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束したカップルが、山口県に対し、双方が互いのパートナーであることを宣誓し、山口県は宣誓書を受領したことを証明する制度です。
- 法的婚姻が認められていない同性カップルなどの日常生活の様々な場面で感じている生きづらさを軽減し、性の多様性を認め合う環境づくりを通じて、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指して導入するものです。

※本制度は、法律上の婚姻とは異なり、法律上の効果（財産の相続、税金の控除など）が生じるものではありません。

山口県パートナーシップ宣誓書受領カード

表面

第 号
山口県パートナーシップ宣誓書受領カード

山口県パートナーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

様 様
(年 月 日生) (年 月 日生)



年 月 日
山口県知事 公印

裏面

この受領カードの提示を受けられた方へ

この受領カードは、山口県として、お二人が互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを宣誓されたことを証するものです。

この受領カードの提示を受けられた方は、上記の趣旨を十分に御理解くださいますようお願いいたします。個人情報（性的指向、性自認、本制度を利用していること等）については、本人の同意なく口外しないでください。

特記事項

当事者の方の困りごとや不安

パートナーの病状を
教えてもらえない。

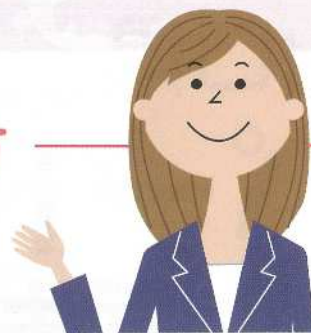
同性カップルだと
住宅が借りづらい。

パートナーの親族について、
面会や付き添いを断られる。

自分たちの関係は地域社会から
認められていないと感じるため、
周囲に説明できない。



宣誓することができる方



一方または双方が性的マイノリティのカップルを対象としています。

【要件】

- 成年に達していること
- 双方又はいずれか一方が県内に住所を有し、又は4月以内に県内への転入を予定していること
- 配偶者がなく、宣誓に係るパートナー以外の者とパートナーシップを形成していないこと
- 宣誓に係るパートナーと近親者でないこと
(パートナーシップにより養子縁組をしている、又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く)

宣誓の方法

宣誓の事前予約

事前に、宣誓日時や方法を調整するため、ネット又はメールで連絡

宣誓書等の提出

事前確認のため、必要書類を県庁担当課に郵送又は持参にて提出

受領証の交付

対面又は、Web上で宣誓・本人確認要件を満たしている場合は受領証を交付

必要な書類

- ▶ 住民票の写し
- ▶ 独身証明書(戸籍抄本など)
- ▶ 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)



問い合わせ

山口県環境生活部男女共同参画課

〒753-8501 山口市滝町1-1

電話：083-933-2630 FAX：083-933-2639

E-mail：a12800@pref.yamaguchi.lg.jp

ホームページ：<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/37/249307.html>

